

申告の際は、マイナンバーの提示が必要です

平成 29 年度町・県民税申告および平成 28 年分所得税確定申告よりマイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要となります。
必要な本人確認書類は次のとおりです。

マイナンバーカード (個人番号カード) を 持っている方

マイナンバーカードを 持ってきてください

マイナンバーカードには顔写真が付いているので、マイナンバーカードのみでマイナンバーおよび本人の確認が可能です。

マイナンバーカード (個人番号カード) を 持っていない方

確認書類 ①と②を持ってきてください

ご記入いただくマイナンバーと、そのマイナンバーの持ち主であることの確認書類が必要です。

確認書類 ①

マイナンバーの確認書類の例

通知カード、住民票の写しまたは記載事項証明 等

確認書類 ②

マイナンバーの持ち主であることを 確認できる書類

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳などのうちいずれか 1 つ

※上記以外の写真表示のない身元確認書類（保険証等）の提示のときには 2 種類以上の書類が必要です。（例：保険証とキャッシュカード 等）

※所得税確定申告をする際は、本人確認書類の添付が必要となります。
必要な本人確認書類等については、あらかじめ写し（コピー）を用意していただくと待ち時間の短縮につながりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

■問い合わせ
税務課 ☎0820 (74) 1008

■問い合わせ
福祉課民生福祉班
☎0820 (77) 5505
税務課徴収対策班
☎0820 (74) 1031

納付期限内に納付がなかった場合は、町から督促状や催告書を発送し、電話や訪問による納付指導を行います。それでも納入のない場合は、財産の差し押さえ等を行うことがあります。
町では福祉課および税務課徴収対策班において、個別の滞納者に対する相談体制および納付指導を強化しています。
保育料の滞納は、納付期限内に納めていただいている大多数の保護者との公平性を欠くこととなります。保育料は納付期限内にきちんと納めましょう。

公平性を確保するために
**保育料の滞納整理を
強化しています**
保育料について

安定した保育所の運営のため、運営経費は国や県・町が負担しているほか、受益者である保護者もその一部を保育料として負担していただいています。

保育料の納付期限は、毎月末日、12月のみ25日（土日祝日の場合は翌日以降の最初の平日）となります。また、町では口座振替以外の方の保育料は、入所している町内の各保育所に徴収を委託しています。

納付期限内に納付がなかった場合は、町から督促状や催告書を発送し、電話や訪問による納付指導を行います。それでも納入のない場合は、財産の差し押さえ等を行うことがあります。

町では福祉課および税務課徴収対策班において、個別の滞納者に対する相談体制および納付指導を強化しています。

保育料の滞納は、納付期限内に納めていただいている大多数の保護者との公平性を欠くこととなります。保育料は納付期限内にきちんと納めましょう。